

# 香川県スポーツ指導者協議会規程

## 第1章 総則

### (設置)

**第1条** この規程は、公益財団法人香川県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項の規定に基づき、香川県スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

### (事務所)

**第2条** この協議会は、事務所を本会内に置く。

### (目的)

**第3条** この協議会は、県内スポーツ指導者の意識を高揚し、指導者相互の連携を密にして組織的指導体制の整備をはかり、指導者の資質向上と活動を促進するとともに広く県民スポーツの振興と競技力向上に寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

### (事業)

**第4条** この協議会は、前条の目的を達成するため次の事業に関して審議し本会の承認を経てこれを処理する。

- (1) 県内スポーツ指導者の資質向上と意識を高揚するための基本計画の策定。
- (2) 県内スポーツ指導者の組織的指導体制の整備確立。
- (3) 各種講習会・研修会等の開催及び協力。
- (4) 各種講習会・研修会等への指導者の派遣。
- (5) 指導者相互の情報交換及び連絡調整。
- (6) スポーツに関する研究調査並びに広報活動の促進。
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 組織

### (組織)

**第5条** この協議会は本会が指名した理事及び公益財団法人日本スポーツ協会並びに同会加盟中央競技団体、本会が育成した県内（在住又は在勤）のスポーツ指導者で公認（登録）された次の資格をもつものをもって会員とする。

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導員

- (1) スポーツリーダー
- (2) 指導員・上級指導員
- (3) コーチ・上級コーチ
- (4) 教師・上級教師
- (5) アスレティックトレーナー
- (6) スポーツ栄養士
- (7) フィットネストレーナー
- (8) スポーツプログラマー
- (9) ジュニアスポーツ指導員
- (10) アシスタントマネジャー
- (11) クラブマネジャー

#### (部 会)

**第6条** この協議会の運営を円滑にするため、部会を置くことができる。

### 第4章 役 員

#### (役 員)

**第7条** この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 常務理事 若干名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2 名

#### (役員を選出)

**第8条** 会長・副会長・理事長・常務理事・監事は理事会の互選によって選任する。

2 理事は、各加盟競技団体からの推薦とする。

3 会長は、前項のほか、理事会に諮って県スポーツ協会事務局職員の中から理事を委嘱することができる。

**第9条** 会長は、この協議会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

- 4 理事長及び常務理事は、常務を処理する。
- 5 監事は、会務・会計について監査し、その結果を理事会で報告する。

#### (役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

### (会 議)

第11条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正について
- (2) 役員選任について
- (3) 事業計画及び収支予算について
- (4) 事業報告及び収支決算について

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長  
の決するところによる。

## 第6章 会 計

### (会 計)

第13条 この協議会の会計は、会費、補助金その他の収入によって支弁し、本会の特別会  
計とする。

- 2 予算及び決算は、本会の承認を得なければならない。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補 則

第14条 この協議会の重要事項は、本会に報告するものとする。

### (細 則)

第15条 この規程施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

この規程は、昭和55年4月1日から実施する。

この規程は、平成6年2月6日から実施する。

この規程は、平成13年5月19日から実施する。

この規程は、平成17年5月14日から実施する。

この規程は、平成22年5月8日から実施する。

この規程は、公益財団法人香川県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から実施する。